新内国為替制度について

平成 13 年 2 月 21 日 社団法人 東京銀行協会

- 1.検討の経緯
- 2.新制度の概要為替決済の当事者日本銀行から東京銀行協会へ

保証行責任方式の導入

- ・旧制度・・・65%以上の担保差入れ及び共同責任方式
- ・新制度・・・国債等の全額担保差入れあるいは保証

流動性供給スキーム

- ・加盟銀行に債務不履行が生じた場合、流動性供給銀行から資金供給を受け当 日の決済を完了させる
- ・流動性供給銀行への返済は差入れ担保の処分あるいは決済分担金による

改正関係規則等

- 内国為替運営規約の改正
- ・内国為替決済規則の新設
 - a. 債務の引受・債権の取得・相殺
 - b.為替決済
 - c.仕向超過限度額・担保・保証
 - d.決済尻不払銀行発生時の取扱い

担保の種類等

3.新制度移行後の動き

新内国為替制度の運営状況(平成13年1月末)

平成 13 年 2 月 21 日 社団法人 東京銀行協会

1. 内国為替制度加盟銀行

加盟銀行数
うち決済金融機関数

2,285行 155行

2. 仕向超過限度額

合計金額 約12兆円

3 . 差入担保額

(単位:億円、%)

担保種別	担保価額	構成比
登録国債	0	0
振決国債	70,422	65.4
政府保証債	9,252	8.6
公募地方債	1,521	1 . 4
非公募地方債	6,024	5.6
金融債	12,891	12.0
銀行発行社債	1,601	1.5
普通社債	2 3 8	0.2
(債券計)	101,953	94.6
株式	5,767	5 . 4
合 計	107,720	100.0

4.保証供与

保証銀行数 15行 保証額合計 3兆700億円

以上